

三重県議会の会期が変わります！

三重県議会では、議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、年間の会期日数を増やします。

見直しに当たっては、3つの基本的な考え方をもとに、県民の皆さまからもご意見をいただき、検討を進めてきました。
会期等の見直しについての概要は次のとおりです。

会期等の見直しについての概要

見直しに当たっての基本的な考え方

- 議会の機能を強化するものとなること
- 県民サービスの向上につながること
- 経費の大きな増加としないこと

見直しの項目の主な内容

- 定例会の回数及び会期**
招集回数を年4回から年2回に改め年間総会期日数を増やす。
- 本会議の運営方法等**
「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離する。
- 委員会の運営方法等**
常任委員会開催日数を増やし、参考人招致や公聴会の開催など、議案・請願等の内容に応じた的確な審査・調査を行う。
- 本会議・委員会等の開催経費等**
登庁等に係る費用弁償の一部を支給対象としない。

会期を長くすることによるメリットは？

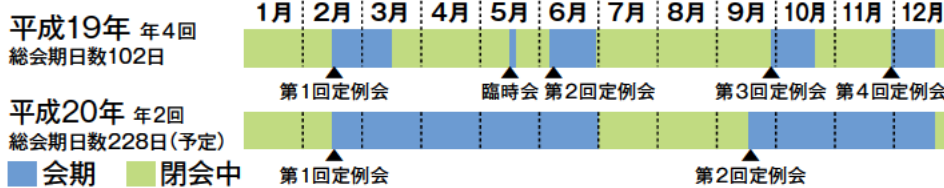
○会期中は招集手続を経ずに、議長の判断で随時に本会議を開くことができることから、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、速やかに本会議を開催し対応できます。

○審議期間を十分に確保できるようになり、議員間でのより活発な討議や、県民の意見を審議に反映させるための参考人制度や公聴会の活用が容易になります。

○議案等の提出を行える期間が長くなるため、次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるとなり、請負契約締結議案などの早期議決や時宜に合った意見書案、決議案等の議決が可能になります。

「会期等の見直しについて」(検討結果報告書)は、県議会ホームページでご覧いただけます。

定例会の会期



みえ県議会出前講座

11月・12月に次の3校で出前講座を実施しました。
11月13日 亀山市立中部中学校
11月22日 紀北町立紀北中学校
12月17日 学校法人暁学園

最初に、議員から「県議会の役割」についてビデオを交えて説明を行い、その後、県議会や議員に対する質問にお答えしました。

「どうして議員になったのか」「理想とする政治家は」「など議員についての質問、「年金問題」「全国学力テスト」など現在話題になっていること、また「学校の統廃合」「投票率をあげる取り組み」の提案など、さまざまな意見や質問がありました。

引き続き、各学校からのお申込をお待ちしております。



亀山市立中部中学校での出前講座